

旅行業・旅行業者代理業 登録事項変更届出必要書類一覧表

変更事項 必要書類		個人		法人			主たる 営業所		その他の営業所				取扱 管理者 選任 変更	所属 する 代理 業者 に 係 る 事 項 の 変 更
		氏名 又は 商号 ※4	住所	商号 又は 名称 ※4	代 表 者	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	新 設	廃 止		
届 出 書	登録事項変更届出書（第4号様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	変更届出添付書類（1）	○	○	○	○	○	○	○						
	変更届出添付書類（2）								○	○	○	△ ※5		
	変更届出添付書類（3）													○
戸籍抄本（商号の場合は不要）		○												
住民票 ※1			○											
履歴事項全部証明書 （登記簿謄本）				○	○	○								
宣誓書 ※2					○									
旅行業務取扱管理者 選任一覧表											○		○	
合格証又は認定証（写し） ※3											○		○	
修了証（写し） ※3											△ ※3		△ ※3	
宣誓書 ※2											○		○	
履歴書											○		○	
代理業業務委託契約書（写し）														○

・ 変更が生じた日から30日以内に届け出てください。

・ 上記以外の書類を求める場合があります。

※1 個人番号が記載されたものは不可。

※2 自筆でない場合（コピーやタイプ等）は押印があるものを提出。

※3 旅行業協会が実施する定期的な研修を5年ごとに受講していることを証する書類。ただし、直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、その合格証書の提出をもって代えることができる。

※4 既存旅行業者との類似を避けること。

※5 当該営業所の廃止で、その他営業所が全て無くなる場合、変更届出添付書類（2）の提出は不要。

【旅行業者代理業】

・ 旅行業者代理業者については、上記必要書類のほか、代理業業務委託契約書の写しが必要です。

・ 所属する旅行業者の商号（氏名）、所在地（住所）に変更があった場合も、届出書の提出が必要です。

・ 所属する旅行業者が変わった場合は、登録事項の変更ではなく、新規に登録申請が必要です。